

令和 8 年 9 月 29 日
全国農業共済組合連合会

令和 8 年台風第 25 号に係る農業保険の対応について

全国農業共済組合連合会（NOSAI 全国連）では、令和 8 年台風第 25 号に伴う災害に係る災害救助法の適用についてが適用された市町村に住所を有する収入保険の加入者及び加入予定の方で、保険料、積立金、付加保険料（事務費）の支払が困難であることの申出があった方を対象に、一括払いの支払期限、分割払いの支払期限を、保険期間を開始する日から起算し、11 か月を経過する日を限度に延長いたします。

また、対面での加入手続きが困難な方につきましては、電話等での加入申込みを承ります（申請書類は後日提出いただきます）。

具体的な支払期限の延長の手続、加入申込については、お近くの農業共済組合にご相談ください。

<別紙>

- ・災害救助法適用市町村及び対象地域の農業共済組合

本件に関するお問い合わせ先

全国農業共済組合連合会（業務部 業務第 1 課）

TEL 03 (6265) 4803

FAX 03 (6265) 4807

ホームページ <http://www.nosai-zenkokuren.or.jp/>

災害救助法適用市町村及び対象地域の農業共済組合

令和8年9月21日現在

・ 災害救助法適用市町村

25 市町村（及び 21 市 4 町）

【千葉県】

銚子市、木更津市、野田市、成田市、旭市、勝浦市、流山市、鴨川市、
君津市、富津市、袖ヶ浦市、南房総市、匝瑳市、香取市、いすみ市、栄町、
神崎町、横芝光町、睦沢町、長生村、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町

【東京都】

大島町

※令和8年8月13日からの大雨に伴う災害において、災害救助法の適用を決定した千葉県の市町（下記のとおり）については、令和8年台風第25号に伴う災害により多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としていることから、令和8年台風第25号に伴う災害においても災害救助法が適用される。

【千葉県】

千葉市、市川市、船橋市、館山市、松戸市、茂原市、佐倉市、東金市、
習志野市、柏市、市原市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、四街道市、
八街市、印西市、白井市、大網白里市、白子町、長柄町、富里市、山武市、
酒々井町、九十九里町

・ 対象地域の農業共済組合

千葉県農業共済組合

〒260-0031

千葉市中央区新千葉 3-2-6

電話番号：043-245-7449

東京都農業共済組合

〒184-0004

小金井市本町 6-9-35

電話番号：042-381-7111